改正後

通知を参照すること。

(2) 医療型児童発達支援給付費

①~⑩ (略)

- ① 通所報酬告示第2の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算 については、2の(1)の⑪を準用する。
- (3) 放課後等デイサービス給付費
 - ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示 に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、 算定することとされており、具体的には、次のとおりであるこ と。

(一) ~ (四) (略)

(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以 下のとおり取り扱うこととする。

ア~オ (略)

(削る)

現 行

(2) 医療型児童発達支援給付費

 $\widehat{1}$ $\sim \widehat{10}$ (略)

(新設)

- (3) 放課後等デイサービス給付費
- ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示 に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、 算定することとされており、具体的には、次のとおりであるこ と。

(-)~ (四) (略)

(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以 下のとおり取り扱うこととする。

ア~オ (略)

力 平成31年3月31日までの間は、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上とあるのは、第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上又はこれに準ずる状